

第4分科会

障がい学生支援FDの背景、現状および課題

報告者

殿岡 翼（全国障害学生支援センター 代表）

高橋 知音（信州大学 学術研究院(教育学系) 教授）

井上 友裕（京都産業大学 ボランティアセンター）

辻 悠佳（障がい学生支援推進団体あすか 代表(学生)）

コーディネーター

佐藤 賢一（京都産業大学 総合生命科学部 教授）

参加人数

73名

2016年4月に障害者差別解消法が施行されることになり、大学を含む高等教育の場では障がい学生に対する「修学機会の確保」や「合理的配慮」に努めることが義務化される。視覚や聴覚の障害から、肢体不自由や発達障害など、学生が抱える障がいは多種多様である。ではこのような障がい学生に対する「修学機会の確保」や「合理的配慮」とはどのようなことなのだろうか？

本分科会では、大学全体および個々の授業の現場での取組みに焦点をあてた幾つかの事例、そして在学中の障がい学生が組織・運営する障がい学生支援推進団体「あすか」の活動のねらいや現状を共有し、前記の課題について参加者全員で考える機会を持ちたい。

〈第4分科会〉

障がい学生支援FDの背景、現状および課題

2016年4月に障害者差別解消法が施行されることになり、大学を含む高等教育の場では障がい学生に対する「修学機会の確保」や「合理的配慮」に努めることが義務化される。視覚や聴覚の障害から、肢体不自由や発達障害など、学生が抱える障がいは多種多様である。ではこのような障がい学生に対する「修学機会の確保」や「合理的配慮」とはどのような考え方や知識にもとづく、どのような行動のことを言うのであろうか？この問題意識のもと、本分科会は次に記す内容をもつものとして企画ならびに運営した。障害者差別解消法が施行されることになった経緯はどのようなものか、そして、同法に照らして大学等の高等教育の場が取り組むべき、あるいは気をつけるべきことは何かという問題を理解し、考えること。また、日常の教育の現場にいる教職員と障がい学生あるいは学生全般、さらに学生どうしは前述の背景のもとで、何をどのように考え、行動すべきなのかという問題を理解し、考えること、である。そして登壇者4名が、それぞれの立場およびこれまでの実践内容にもとづき解説や提言、そして新たな問題提起をおこない、70数名の分科会参加者との情報共有や意見交換をおこなった。以下に、登壇者4人の氏名、講演題目を登壇順に示すとともに、お立場やご職域等について簡潔に記す。

殿岡 翼 氏「いま、大学が求められていること 障害者差別解消法施行を見据えて」：殿岡氏は、全国障害学生支援センター（英語名：Nationwide Support Center for Students with Disabilities）の代表としての立場から話題提供をして下さった。同センターは、大学等の高等教育機関に所属する障害学生を支援する非営利の障害当事者団体で、神奈川県相模原市に所在する。

高橋 知音 氏「発達障害のある学生への合理的配慮」：高橋氏は、国立大学法人信州大学教育学部教授で、専門分野は教育心理学・臨床心理学である。発達障害のある大学生のアセスメントと支援等をテーマに研究している教員の立場から話題提供して下さった。

井上 友裕 氏「京都産業大学の障がい学生支援とFDの取組」：井上氏は、京都産業大学ボランティアセンター（フォーラム開催当時）の専任事務職員である。日常業務として、他の事務部署や学部等の教職員、ボランティアで支援活動に従事する、あるいは支援を必要とする在学生らと連携して障がい学生支援に関与する立場から、話題提供して下さった。

辻 悠佳 氏「障がい学生支援推進団体あすかの設立と活動状況」：辻氏は、京都産業大学法学部の現・学生（フォーラム開催当時）であり、また障がい学生支援推進団体あすかの代表である。同団体は、大学等における障がい学生支援の諸問題を学生が自ら情報収集し、問題解決に向けて考え、行動することを目的としている。

シンポジウム・分科会共通様式の質問用紙にあった内容（順不同）と登壇者による回答を、以下に記す。

学生間での差別的扱い・合理的配慮に対して大学の出来る事（やるべき事）は？

障害者差別解消法は、障害のある個人と「行政機関」（公的部門）と「事業者」（民間部門）との差別の解消を規定した法律です。したがって全くの個人間の差別は対象としていません。しかし法人格をもっていないようなグループであっても、継続的に事業（営利・非営利、金銭の授受を問わず）



を行っている、たとえば学内の登録サークルなどが特定の障害のある個人を差別した場合、「事業者」として対象になると思います。この場合は「大学」の問題というよりは、自主的に運営しているサークルの問題となると思います。(殿岡氏)

学生間の差別的関わりについて、大学が責任を負うことはできませんが、差別のないキャンパス実現のために啓発活動を行うことは意義のあることだと思います。(高橋氏)

単に低学力の学生への対応はどうすべきか？

「単に低学力な学生」に何らかの配慮（たとえば試験時間の延長）をする事に対しては、他の学生が不平等と感じるかもしれません。合理的配慮は、配慮を受けることの正当性（配慮を受けることで初めて「公平さ」が実現する状況があるということ）を証明し、本人が大学に直接要望することによって初めて受けられる対応です。医学的診断がなくても、心理検査の結果をもとに、心理士等が配慮が妥当と判断すれば、合理的配慮は可能です。専門家の所見や大学入学前に配慮を受けた実績がない場合、合理的配慮の対象にはなりません。ていねいな教育的指導や、専門知識を持ったスタッフによる学習支援などは、診断がなくても受けられます。(高橋氏)

成績は優秀なのに就職に結びつかない ASD のある学生への対応は？

診断のある人なら、学外の障害者就労の専門機関を在学中に利用することが有効であると思います。とりわけ、就職活動が近い時期の相談であれば、卒業を目指した学習支援と、就職してやっていけるような力をつけていくような支援を同時にやっていくことは難しいかもしれません。卒業までに就職が決まらない場合、就職したものの続かず離職した場合などを想定したとき、大学外の専門機関を利用した経験を持つておくことは重要であると思います。スタッフがそろっている大学などでは、就職がなかなか難しい学生に、スキル訓練的なども含む専門的な支援を提供できるかもしれません。しかし、そういったサービスの提供は大学に義務づけられたものではないため、差別解消法の施行後も一部の大学に限られたものにとどまると考えられます。民間、公的機関等で、障がいのある人の就労支援のサービスがさらに充実していくことを期待すると共に、大学の近くや学生の出身地などで、どのようなサービスがあるかについての情報を持つておくことが求められると思います。(高橋氏)

下に示す当分科会独自の「質問・コメント票」も配布し、午前の部および全体の終了時に回収した。

FD フォーラム第4分科会 質問・コメント票

- ・ どなたへの質問またはコメントですか？ 該当者にマルをつけてください。

殿岡 翼 氏	高橋 知音 氏	井上 友裕 氏
辻 悠佳 氏	会場の皆さん	佐藤 賢一

- ・ あなたのお立場を教えてください。該当するものにマルをつけてください。

大学・短期大学などの教員	大学・短期大学などの職員
大学・短期大学などの学生	その他か ()

- ・ 質問またはコメント内容をお書きください。

(本票を午前の部終了時にご提出頂ける場合は、下の切り取り線で分離した上でご提出ください)

分科会参加を振り返るアンケート

以下の各問にお答えください。

- ・ 全体的な満足度は10点満点で何点ですか？ 該当するものをマルで囲んでください。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ・ 分科会の良かった点があれば、お書きください。
- ・ 分科会の良くなかった点があれば、お書きください。
- ・ 分科会で得たモノやコト（知識、アイデア、気づき等）があれば、お書きください。

本日は分科会にご参加ならびにご協力頂き、誠にありがとうございました。

質問またはコメント内容（順不同）、および登壇者による回答を以下に記す。

レポート締切延長は、どのような場合に適用されるか？

体調の問題から、学期末等に試験の準備もしながら同時にすべてのレポート課題をこなすことが困難であると思われる場合などがあげられると思います。また、そのことについて、事前に締め切り延長の申し出があることが前提となると思います。大学側は、シラバス等で事前に課題の提出時期や試験の形態、実施日などがわかるよう、情報提供することが求められます。事後的に求められるものについては、一般の学生における締め切りが遅れたレポートの扱いと同様になるのが基本

になります。(高橋氏)

支援が必要、把握されていない学生に対する取組はどのようなものか？

信州大学では「困り感質問紙」を実施しています。困っている程度と相談希望の有無をたずね、相談希望がある学生には、大学側から連絡を取ります。困り感質問紙については、当日配付資料の文献リストをご覧ください。できる限り支援につながりやすくなるように、入学手続き関係の書類の中に、配慮の必要性についての調査項目を入れること、教員が気になる学生がいたときに声をかけること、といった対応も重要かと思えます。(高橋氏)

休学・退学になる学生の中で、発達障害や精神疾患を抱えた学生もいます。その学生の多くは、学生相談室を利用していたり、低単位指導を受けていたり、または、寮内でトラブルを起こしたりと、支援担当部署以外の部署と繋がっていることがあります。京都産業大学では、各部署と連携をし、支援の必要性が高いと思われる学生に対して、支援担当部署の紹介や支援の利用を勧めることがあります。また、場合によっては、面談に同席をさせていただくこともあります。このような事例の場合、やはり学内連携を柱に、様々な部署と支援担当部署が繋がっておくということが、重要だと思えます。(井上氏)

重複障がいへの対応、大学におけるソーシャルワークという視点での取組は？

重複障害がある場合、合理的配慮として必要となる学生のニーズが高くなることはあります。しかし、大学における合理的配慮の内容は、もともと個性が一定程度求められるものであり、また、本人の申し出が重要となります。重複障害だから特別に何かが必要となるというものではないと思います。社会におけるソーシャルワークという概念は、私には正しく理解できていないかもしれませんが、近年義務教育学校では「スクールソーシャルワーカー」という方が登場しはじめています。



社会福祉士や退職校長などがこれに当たることが多いです。大学の場合、障害学生支援と地域福祉双方に精通した方が、支援コーディネータをサポートするという事は、あってもいいかもしれません。(殿岡氏)

ソーシャルワークには、「問題を解決するために、さまざまなサービスを活用し、他の人と同様の社会生活を送れるように援助する。」という考え方があると思います。これは、高等教育機関における障がい学生支援にも同じことがいえると思います。大学が提供できる支援(サービス)を明確にし、どのような支援が必要になるかを説明したり、組み合わせたりするという行為そのものはソーシャルワークと合致をするかと思えますし、まさに支援コーディネータの重要な業務だと思えます。その中で合理的配慮をどのように決めていくかというのは、それぞれの大学の持っている、または用意できる資源、地域の特性によって大きく異なります。または、学生の学習への負担が障害を起因とするならば、その支援はあまり妥当なものではないのかもしれませんが。コーディネータというのは、支援者と言うより、「調整者」としての一面があり、間に立つコーディネータが、様々な学内外の資源にアンテナを張り、適切な支援・配慮を行えるような環境作りも必要になると思います。また、学内資源が不足している等で配慮が行えない場合は、学外機関や学外の資源と連携をすることも必要になります。それもソーシャルワークという観点の一つではないでしょうか。(井上氏)

必修英語会話科目で、聴覚・肢体不自由の学生に対して必修でなくする処置は妥当か？

他の科目で読み替えという対応は可能です。そのためには、なぜその科目を履修できないかという根拠が示されることと、関連のある別科目を履修することが条件になります。ただし、カリキュラムの中核的な科目の読み替えは原則としてできないと考えてください。学ぶべき事の本質を変えずに、異なるやり方で学習したり、評価したりする方法を検討することになります。(高橋氏)

京都産業大学でも、1年生春学期から2年生秋学期まで、英語科目が必修科目となっております。当然、障害のある学生を含め、全ての学生が必修科目を履修することになりますが、本学では本人との相談の上、どのようにするかを決定しています。例えば、聴覚障がい学生の場合、英語コミュニケーションの科目の受講が困難な場合は、科目の代替措置を行っています。必修科目以外の英語科目(英語文法を学ぶ科目等)を必修科目に読み

替え、対応を行っています。余談ですが、本学の聴覚障がい学生の場合、英語コミュニケーションの科目を受けていますが、他の学生とのワークについては、英語で筆談をしながら受講をしています。このような経験は、本人のみならず、周囲の学生の気づき・成長につながります。(井上氏)

障害学生支援アンケートは、誰がどのように把握して回答しているのか？

当センターの調査の場合は内容が多岐にわたっており、個別の回答を公開する前提で調査を実施しているため、学内の各部署で回答を作成し、それを障害学生支援の担当部署あるいは学長室等で取りまとめを行って回答をしています。なお、大学によってはそのあとで、教授会や理事会を開いて承認をとる場合もあります。日本学生支援機構の調査実施状況について私は把握していません。その立場にはいません。(殿岡氏)

これは、大学により事情は異なると思いますが、日本学生支援機構の実態調査の場合「調査担当部署」と「障害学生修学支援の主たる担当部署」を記載する欄がございます。京都産業大学の場合、調査の回答、並びに障害学生支援の主たる担当部署はボランティアセンターにしております。ただ、この調査については、全学的な調査になりますので、基本的には、大学としての回答になります。学生の把握の方法ですが、様々な方法がございます。京都産業大学の場合、関係部署からの情報提供をしていただき、学生の情報を集約・整理し、回答を行っております。(井上氏)

理系における視覚障害者への支援について詳細に知りたい。

文系学部と理系学部で、授業の形態が異なることが多くあると思います。以下にポイントを整理したいと思います。(1) 図やグラフの扱い方について：理系学部の講義では、グラフや図等を多用することがあると思います。簡単なものであれば、点字で作成した図やグラフ(点図)や立体コピー機を用いた触図を用いて、理解を促すことも可能だと思いますが、複雑なものになると、それらを用いても理解に困難が生じることがあります。その際は、口頭でより詳細な説明を行うことが求められます。また、本人の学習歴にも左右をされることがあるため、時間を取って、本人にじっくり説明する時間を確保することも求められます。(2) 実験面での配慮：理系学部の授業では、実習・実験が課されている大学が非常に多いと思います。授業が始まる前に、本人と綿密な打ち合わせをすることが大事になります。その際には、実験器具

の使用経験や高校までで行った実験内容の確認、補助員の手配の必要性、グループ実験時の他の学生への指示等の確認が必要になります。その際には、本人がどこまで参加でき、どこからが出来ないのかを明確にし、その範囲(場合によっては+ a も含め)を明確にしておく必要があります。また、実験・実習授業の目的を明確に伝えることも重要になります。「実験をスムーズに行うこと」が授業の第一目的なのか、「実験で収集したデータを基に何かしらの解釈を行う」ことが第一目的なのか、それによって、本人に求める内容も異なってくると思いますので、その辺りも、明確にする必要があります。京都産業大学でも、高校の先生と情報共有・意見交換を行い、教員との綿密な打ち合わせの下で、対応を行っております。(井上氏)

学外実習に参加する上での学生への配慮のポイントはなにか？

まずは、実習先の開拓があります。障害を理由として実習を断るケースもまだ残っており、実習先を確実に見つけるのが第一となります。そのうえで、大学で普段行っている配慮内容と実習先で行うことができる配慮内容とを擦り合わせていくことが重要になります。実習先に対しても、大学で普段行っている配慮とその理由を明確に伝え、実習先で学生が不利な状況に陥ることが無いようにしていくことが重要です。(殿岡氏)

合理的配慮は学生からの要望が原則ですが、学生にとって実習がどういうものかわからないと、どのような配慮が必要かわからないと思います。実習機関での活動について、一般の学生以上に詳しく伝えると共に、実際に実習場面の観察を行うことも有効でしょう。実習先にどのような情報を伝えるかは、学生との合意が原則となります。どのような時に困るのか、どのような対応をすれば、うまく乗り越えられるかについて、事前に情報をまとめて伝えておく必要があるでしょう。実習参加にあたり、実習機関の利用者(子どもや患者さんなど)の不利益が生じるような状況が予想される場合、実習参加に制限が加わることもありうると思います。ただし、障害があるから実習に行かせない、という対応は差別にあたります。実習に参加するための条件(学内実習など、学外実習と密接に結びついた内容の授業の単位取得など)を明示し、その条件を満たしていない場合は実習に参加できない、といったルールも必要だと思います。(高橋氏)

学外実習における実習先への配慮、伝え方、伝える内容はなにか？

校外実習へ学生を送り出す際は、実習先との情報共有が必須になると思います。まずは、どの範囲まで、実習先と情報共有をするか合意を得ておく必要があります。その上で、実習先には、具体的な配慮のイメージが出来るようにお伝えをしておくと、実習先も配慮のイメージがしやすいと思います。(以下、伝え方の一例) この学生は自閉症スペクトラムがあり、先の見通しがはっきりしない、または、突発的な作業をお願いすると、混乱することがある。そのため、作業の指示を細かな段階に分けて説明をしてください。また、作業進捗状況の確認についても、方向性に誤りがないか細かにチェックをすると、良いかと思います。(井上氏)

教育的支援について具体的に教えてほしい。大丈夫かという声かけのあと何をするか？

ここでいう「教育的支援」とは、合理的配慮を超える配慮内容という意味です。「合理的配慮」は他の者(障害のない者)との平等を基礎として行いますので、「平等以上」のことは原則として行いません。ただしそれでは教育的効果が発揮されない場合があります。アメリカ合衆国では年齢が低いほど「教育的支援」が重要とされ、義務教育段階からこれを推進する傾向があります。このように平等以上に実施する配慮内容を「教育的支援(配慮)」と呼ぶことがあります。(殿岡氏)

明らかにうまくいっていない点については、いくつか具体的な提案をしてみます。困っていることについて「相談にのるよ」という姿勢を常に示すことが重要です。実際には、多忙さで相談できる時間が限られたり、なかなか有効な提案ができなかったりといったことはあると思います。教員としてできることはやりつつ、もっと専門的な知識を持って相談に乗ってくれる人に相談してみないかと提案します。(高橋氏)

学習の進度が遅い学生に対して、障がいの有無の見極めが必要になるという事ですか？

学習支援の条件として診断があることが求められるわけではありません。ただ、一般的な学習支援(アカデミックスキルの指導など)では成果が上がらない場合、また、明らかに障害があることで他の学生と同じやり方では十分に力を発揮できない場合などは、合理的配慮を受けることで学習が受けやすくなるということです。(高橋氏)

周囲の人が我慢を強いられるものは合理的配慮とは言えないと考えて良いか？

通常のやり方に比べ、少し効率が悪くなる程度のもは合理的配慮になります。しかし、他の学

生の教育が大きく制限を受けるような変更は、合理的配慮とはいえません。(高橋氏)

周囲とうらはらに、本人が困っていないように見える場合の配慮はどうあるべきか？

本人が困っていない状況では、本人が配慮を要望することはないと思いますので、合理的配慮を提供する義務は生じません。本人の行動によって周囲が困る状況が生じているのであれば、その行動をやめるよう指導する必要があります。(高橋氏) 気がついていない学生にどこまで支援すれば良いか？どう気づきを促すか？

困難に気づいていないのであれば、このままでは困った状況になるということを直接伝えます。「このままでは困ると思う。相談に乗るよ」といった形での声かけが必要です。要望がないのに、先回りして支援することは、本人の気づきを遅らせるので、望ましくありません。(高橋氏)

パニック障害等で実験が困難と判断される場合どのようにすべきか？

事前にパニックになりやすい状況が、どのような状況なのか把握しておく必要があります。そのうえで実験を個別に行うのか、あるいはその実験そのものがパニックを引き起こす要因となっているのかなど見極めていく必要があります。(殿岡氏)

実験の作業を直接行うことが、単位認定に不可欠かどうかについて、検討します。直接作業を行わなくても本質的部分の学習が成立しうるのであれば、単位認定は可能です。ただし、配慮しても大幅な変更を余儀なくされ、カリキュラムの本質にも影響が及ぶような場合は、単位認定ができないこともあり得ます。(高橋氏)

アスペルガーの学生が女子学生に心身症的な状態をもたらした場合、どうすべきか？

他の学生に危害を加えるような行動はしてはいけないということを指導しなければなりませんし、大学の規則に違反するような不適切な行動は懲戒の対象になります。(高橋氏)

資格取得や教職課程などの困難さを伝え、入学断念する受験生がいる。どうすべきか？

他の者との平等が基礎となりますので、「障害のない」と言われる学生には、資格取得や教職課程の履修について、どの程度困難を説明しているのでしょうか？また、困難を説明する際に客観的に状況を説明しているのか、学生が断念することを見越して説明しているのかでも対応は異なってくると思います。困難を中心に説明し、修学意欲を削ぎ、障害学生にのみ断念の方向性を見出しているとしたら、直接的にお断りの文言を使用してい

なかったとしても、差別あるいは障害に基づくハラスメントとして認定される可能性は高くなります。(殿岡氏)

入学後、どのような授業があるか、単位取得の条件はどうなっているか、資格取得のために必要なスキルは何かといったことを丁寧に説明することは重要です。それを聞いて、できるかできないかを判断するのは本人、家族です。また、授業でどのような配慮が可能かについて問い合わせがあったら、できること、できないことについては、率直に伝える必要があります。(高橋氏)

自閉症のある看護の学生で修学上の配慮をしているが、進路指導をどうするか？

看護師の資格を使った職場で、人と関わる機会が少ない職場、職種はあるのかについて、情報提供する必要があるでしょう。職場でも、ある程度の配慮で通常業務をこなせるのであれば、適切な配慮要請ができるようなスキルを卒業前に修得できるようにします。一般就労が困難で、診断があり、本人も自身の障がいについて理解があるのであれば、障害者就労の機関と連携しての対応が効果的です。(高橋氏)

次に、上記の質問・コメント票の用紙下半分にある「分科会参加を振り返るアンケート」(上図右)に答えてもらったデータをまとめる。

全体的な満足度(10点満点)の平均値±標準偏差は、 8.3 ± 1.0 (n=51)、内訳は10点8名、9点9名、8点26名、7点7名、5点1名であった。

分科会の良かった点として、次のコメントを頂いた。:興味深い講演、具体的な考え・取組・事例・活動が聞けた(8名)。いろいろな視点から学生の学び保証を考える事ができた。障がい学生支援の現状を知る事ができた(3名)。情報保証(手話通訳者)があった。機能障害をもつ人の講演があった(2名)。自分の大学で必要な支援が明確になった(2名)。支援のオープン化が必要と思った。発達障害について再確認できた。登壇者のバランスが良かった。いろいろな立場の方(教員、職員、当事者学生)からの話が聞けた(5名)。構成がよく、内容もよく理解できた。国の政策から現場での取組まで、様々な切り口でセッションが設定されていた(3名)。これまで気に留めなかったことを気付かせてもらった。非常に勉強になりました。支援に直接携わっている方から事例を聞くことができた(2名)。支援体制が整った(進んだ)事例が

参考になった。考え方の基本が学べた(2名)。他大学(京都産業大学)の学生支援、研修の取組を知ることができた(3名)。時間通りに進められた。初学者だったので、すべてが勉強になり、持ち帰って報告できる材料となった。当該学生さんの発表が聞けて、困ったことが何なのか理解できた(6名)。自分の大学の障がい学生の声ももっと聞きたい。学生さんが活動する団体があることがわかった。学生の説明がわかりやすかった。障害者差別解消法の細やかな解説や合理的配慮について、具体的な説明が聞けた(3名)。大変参考になった。対応が曖昧になっていた部分など、具体的に聞くことができた。全国の大学の取組を知ることができた。障がい学生支援が必要だということの理解、このような機会がまず開かれたことに大きな意味がある。とても勉強になった(2名)。

分科会の良くなかった点として、次のようなコメントを頂いた。:グループディスカッションがなかった。タイムスケジュールの印刷物がなかった。発達障害への対応、まだ方向性は見えなかった。聴覚障害者のために、スライド等に要約があれば良かった。精神障害についての話題が少なかった。ワークショップ:もっと練って、焦点を絞りづらかった、テーマを絞るべきだ(5名)。パソコンテイクがあると、より理解が深まった(2名)。ユニバーサルデザイン講義という言葉と映像を見せて頂いたが、どこが特徴的なのか、わからなかった。駆け足になってしまった、時間が短い(2名)。具体的な障がい学生支援例をたくさん知ることができると、実践的になった(3名)。最後のワークショップの時間を、各報告者の時間に割り振り、もう少し時間を取ってほしかった。レクチャー形式がメインとなっていた(2名)。もう少し質疑応答の時間があると良い。日本学生支援機構の説明、同機構の実態調査の目的や成果についても説明してほしい。質問やアンケートに記入する時間をもう少し確保してほしい。配布資料の説明もやや不十分であった。質問用紙、もっとあったので午後も受け付けてほしかった。学生支援機構のアンケートは、一教員は知らないのに急に示されても議論できない。

分科会で得たモノやコトについて、次のようなコメントを頂いた。:学生からの発信。発達障がいの学生の情報種集を大学が積極的に行なうべき。教員への啓発のあり方。書籍の紹介等はホームページなどで公開すると支援体制構築への圧力になる。合理的配慮についての考え方。教育のユニバーサルデザインという言葉が理解を助けた。障がい学

生支援について現状・課題など詳しく知る事ができた（2名）。今後必要になる障がい学生支援について理解できた。自分の大学は規模が大きいですが、視覚・聴覚障がい学生はほとんど在籍していないので、手話を使っていきいきと発表されていた辻さんを見て、もうとこういう状況があたり前になったら良いと思った。「できない理由」「やらなくて済む方策」を考えがちでしたが、そこが一番いけないと気付かされた。あまり構えず個々の学生と向き合えば良いのだ。合理的配慮は必要だが、大学での教育の質保証の確保・教育的配慮のために様々なことを考える必要がある（3名）。政策の変化の概略がわかった。学内の様々な部署と連携することが支援をうまく進めるポイントだとわかりました。情報共有による気づきが重要であることを再認識した。歩み寄りの重要性（2名）。共通理解が深められた。大学全体での理解が大切である。いろいろな支援があることを知ることができた。工学分野（機械工作実習等）での支援方法について、難しさを感じた。体育実技の実施について具体的なアドバイスを頂けた。障がい学生と支援する学生、大学（教員）が関係を密にすることの大切さを改めて感じた（2名）。大学で相談窓口を明確にする大切さ。日本の大学卒業率の高さ。障がい学生は合理的配慮は保証されるが、単位・卒業の保証はされていない。障がいの有無にかかわらず、やるべきことをクリアしなければ卒業できな

い。資格取得を目指す学科であっても、欠格事由にない以上、受入その他の教育への配慮を行うこと。今回のテーマは、特定の学生、教職員の問題ではなく、大学全体で連携することの重要性。たくさんあったので、書ききれない。井上さんの職員の立場での話や、質問に対する回答、わかりやすく良かった。就職支援はどうなっているのだろうか。修学～就職の連続性は？合理的配慮が特別なことではない、という意識をもてることが目標である。学生発信で周囲に伝えていくことが重要である。学生の「学びたい」を互いが歩み寄りながら支援していくことが重要である（2名）。JASSOの区分に色弱の項目がないことにびっくりした。発達障害以外の障がいをもつ学生の現状と活動を知ることができた。教職員・学生の障害に対する理解・啓発が必要だ。学校全体の学生支援のあり方ではなく、具体的な授業支援の方法について。大学で出来ることを少しずつでも実践したい。

最後にひと言：ご登壇いただいた4名の皆さん、手話通訳等による情報保証にご協力を頂いた京都市聴覚言語障害センターのスタッフの皆さん、会場に足を運んで下さった参加者の皆さん、そして高橋誠氏をはじめとするFDフォーラム事務局スタッフの皆さんに心より感謝申し上げます。

障がい学生支援FDの背景、現状および課題 いま、大学が求められていること ～障害者差別解消法施行を見据えて～

全国障害学生支援センター 代表 殿岡 翼

2014年度 第20回FDフォーラム
障がい学生支援FDの背景、現状および課題
いま、大学が求められていること
～障害者差別解消法 施行を見据えて～

全国障害学生支援センター

代表 殿岡 翼

2015年3月1日 同志社大学 今出川キャンパス

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

障害者権利条約 日本批准



- 2006年12月13日、第61回国連総会で、「障害者の権利条約」ならびに「選択議定書」を採択!
- 2013年12月4日に国会が締結を承認
- 2014年1月20日(現地時間)、日本の国連大使が国連に条約の批准書を提出。140(141)番目の締約国
- 条約が効力を生ずるのは、寄託から30日目である2月19日。

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

第3条 一般原則

- 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重
- 無差別
- 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- 機会の均等
- 施設及びサービス等の利用の容易さ
- 男女の平等
- 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

差別解消法への道(教育関連)

- 2012年7月23日 中教審答申(初中局)
- 2012年12月21日 検討会第1次まとめ 決定(高等局)
- 2013年9月1日 学校教育法施行令 公布(初中局)
- 2013年9月27日 障害者基本計画 閣議決定(内閣)
- 2015年2月24日 解消法基本方針閣議決定(内閣)
- 2015年夏ごろ 解消法対応指針・要領(国立大学・各自治体 など)
- 2015年度中 解消法の周知活動など
- 2016年4月1日 障害者差別解消法 施行

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities



Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

差別解消法 基本方針

- 障害者政策委員会で審議
- パブリックコメントが終了(2014年12月)
- 2015年2月24日 閣議決定
- 閣議決定のあと各府省・自治体等が対応要領・対応指針作成へ

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

差別解消法と学校

	国立大学	公立大学	公立学校	私立学校
差別的取り扱いの禁止	義務	義務	義務	義務
合理的配慮の不提供の禁止	義務	義務	義務	努力義務
対応要領・指針の作成	義務	努力義務	努力義務	義務
要領・指針の作成者	国立大学法人	公立大学法人または自治体	自治体または教育委員会	文部科学省

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

何をすればよいのか

- すべての学校で差別的取扱いの禁止が義務
- 国立大学：模範として頑張ってください
 - 現在の障害学生支援の現状をとりまとめ
 - 法人内で対応要領を作成しなければなりません
 - 障害者・関係団体からの意見聴取も義務
- 公立大学：対応要領なくても義務があります
- 私立大学：対応指針と学内の現状を整理
 - 文科省が夏までに作成する対応指針と学内の状況を整理して準備をしましょう

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

権利条約での合理的配慮

- 第2条 定義
 - 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として…
 - 必要かつ適当な変更および調整…
 - 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- 第4条 一般的義務
 - (b)障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習および慣行を修正し、又は廃止する…
- 第24条 教育

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年3月 文部科学省

○我が国の高等教育は障がいのある学生の修学支援の在り方について検討するため、平成24年6月、高等教育院に事務局（局長、14員）を設け、国立大学入国総合科学技術大学院院、を設置。

○これまで検討がなされてきたことについて、(1)大学等における合理的配慮の考え方、(2)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が担うべき役割分担、(3)学 校の役割等について、第一次まとめとして取りまとめる。

大学等における合理的配慮の考え方

○「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び修学する学生。
（社会福祉学、聴覚学、視覚学、障害者福祉学等からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）

○「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生。

○学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象とする。直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮とは、大学等が個々の学生の状況・特性等に即して提供するものであり、必要かつ適切な変更および調整の一大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を確立する。

主な内容
①修業の確保 障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することを目指す。また、修学を断念する学生も少なくない。

②修学支援 障害のある大学等修学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等が自ら行うべき対応と、社会等から行うべき対応を区別する。

③支援体制 障壁の排除や本人のニーズに応じた支援、学生本人の要望に応じた対応を行うこととする。

④修学支援 情報提供、コミュニケーションの促進、学習支援、修学支援などにより合理的配慮を実現する。

⑤学費負担 大学等全体として専門性のある支援体制の構築に努めることが重要。

⑥修学支援 授業・課外授業・学校行事を通り、バリアフリーに配慮する。

関係機関の役割分担

○国立大学 国立大学に於ける合理的配慮及び知識の普及
国立大学等は、入学支援や「方針」を策定し、広く情報を公開することを目指す。
また、知識の普及や支援体制構築の促進が必要。

○公立大学 国立大学等と連携して合理的配慮の普及
国立大学等と連携して合理的配慮の普及を図る必要がある。

○独立行政法人等 国立大学等と連携して合理的配慮の普及を図る必要がある。

○関係機関 国立大学等と連携して合理的配慮の普及を図る必要がある。

○関係機関 国立大学等と連携して合理的配慮の普及を図る必要がある。

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮の3つの側面

- (他の者との)公平性・競争性を確保する
合理的配慮
- インクルーシブ教育実現のための
合理的配慮
- 自己発見・自己実現
・セルフエンパワメントとしての合理的配慮

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
 - 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
 - (科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む) 知的障害のある聴講生含む
- 「障害のある学生」の範囲
 - 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生 改正障害者基本法に準ずる
- 学生の活動の範囲
 - 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項
 - 教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮 機会の確保

- 障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保
- 障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う
- 講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育(予習・復習、課題への対応等の自主学習を含む)、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請など

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮 情報公開

- 入試における障害のある入学者への配慮の内容
- 大学構内のバリアフリーの状況
- 入学後の支援内容・支援体制(支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等)
- 受入れ実績(入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等)等、
- 可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようにアクセシブルにすることが望まれる。

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮 決定過程

- 合理的配慮の合意形成過程において、学生本人の教育的ニーズと意思を把握する際には、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表明のプロセスを支援することが重要である。
- その際、大学等、授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント(苦痛を与えるような行為)が行われることのないよう十分留意する
- 大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮 教育方法等

- 情報保障
- コミュニケーションの配慮
- 教材の配慮
- 学習空白への配慮
- 学外における実習やインターンシップにおける配慮
- 公平な試験の配慮
- 公平な成績評価
- 心理面・健康面の配慮

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

合理的配慮 支援体制 施設・設備

- 支援体制
 - 専門性のある支援体制の整備
 - 担当部署の設置及び適切な人的配置
 - 外部資源の活用
 - 学生、教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮
 - 災害時等の支援体制の整備
 - 学生の支援者の活用
- 施設・設備
 - 学内環境のバリアフリー化
 - バリアフリー状況の情報提供
 - 障害の状況及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

障害学生受け入れ調査



- 調査対象
2012年4月現在の全国すべての、学校教育法に基づく大学770校(学生の募集を停止している大学を除く)、放送大学、および文部科学省所管外大学校11校、合計782校
- 調査開始 2012年10月10日
- 回答締切 2013年1月31日

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

回答率

	対象	回答数	回答率
大学	769	569	74%
国立	86	78	91%
公立	79	70	89%
私立	604	421	70%
大学校等	10	2	20%
合計	779	571	73%

□ログイン率 736校 (94%)

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

障害学生の在籍状況

種別	大学数	在籍者数	平均人数	種別	大学数	在籍者数	平均人数
全盲	32	70	2.2	内部	144	524	3.6
弱視	112	464	4.1	発達	188	949	5
視覚	123	534	4.3	精神	103	602	5.8
全ろう	36	132	3.7	知的	8	8	1
難聴	197	773	3.9	重複	67	120	1.8
聴覚	205	905	4.4	その他	79	420	5.3
電動	108	178	1.6	種別不明	16	34	2.1
手動	99	180	1.8	合計	381	5447	14.3
上下肢	131	582	4.4				
下肢	156	281	1.8				
上肢	90	130	1.4				
肢体	281	1351	4.8				

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

受験可否(大学数)

障害種別	可	不可	未定
視覚障害	220 (38.1%) -6.8pt	32 (5.5%) 0.9pt	325 (56.3%) 5.8pt
聴覚障害	263 (45.6%) -7.6pt	34 (5.9%) 2.4pt	280 (48.5%) 5.2pt
肢体障害	285 (49.4%) -7.1pt	11 (1.9%) 0.3pt	281 (48.7%) 6.8pt
内部障害	260 (45.1%) 1.6pt	17 (2.9%) 0.4pt	300 (52%) -1.9pt
発達障害	255 (44.2%) 24.5pt	21 (3.6%) -6.1pt	301 (52.2%) -18.4pt
精神障害	179 (31%) 5.1pt	49 (8.5%) 0.2pt	349 (60.5%) -5.2pt
知的障害	169 (29.3%) 11.2pt	63 (10.9%) -1.4pt	345 (59.8%) -9.9pt

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

受験時の配慮

障害種別	あり	なし	合計
視覚障害	444 (81.6%)	100	544
聴覚障害	456 (83.8%)	88	544
肢体障害	486 (85.7%)	81	565
内部障害	457 (81.8%)	102	559

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

授業での配慮

項目	あり	なし	ない	合計
授業全体	465 (80.6%) 0pt	112		577
一般講義	314 (54.4%) 5.8pt	263		577
語学授業	161 (27.9%) 4.5pt	406	10	577
体育実技	198 (34.3%) -3.2pt	342	37	577
実験	94 (16.3%) 3.6pt	350	133	577
実習	166 (28.8%) 7.5pt	383	28	577
定期試験	249 (43.2%) -1.5pt	328		577
視覚支援	150 (26%) 0.3pt	427		577
聴覚支援	218 (37.8%) 5.6pt	359		577
肢体支援	234 (40.6%) 0.3pt	343		577
発達支援	111 (19.2%)	466		577

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

支援体制

項目	あり	なし	合計
講習会	178 (30.8%) 11.4pt	399	577
相談窓口	468 (81.1%) -4.1pt	109	577
就職支援	321 (55.6%) 2.9pt	256	577
総合的支援	148 (25.6%) 6.7pt	429	577
費用負担	173 (30%) 3.4pt	404	577
経済的支援	19 (3.3%) -0.6pt	558	577
予算化	174 (30.2%) 3.6pt	403	577
通学支援	50 (8.7%)	527	577

Nationwide Support Center for Students with Disabilities

私たちの目指すもの

- 学ぶことは、生きること
- 学ぶことの制約を取り除き、
すべての人が自由に生きられる社会を

Nationwide Support Center for Students
with Disabilities

発達障害のある学生への合理的配慮



高橋 知音

目標

妥当な合理的配慮とは何かを理解し、判断に迷うようなケースでも、適切な決定ができるようにする

概要

- 合理的配慮の概念
- 発達障害とは
- 大学での合理的配慮で求められていること
- 配慮要請がない場合

合理的配慮の概念

「障がい」のとらえ方

- 身体や脳が、「多くの人」と同じようにうまく働かない状態になっている
- 本人の努力や治療で短期間にその状態が変わらない

医学モデル 機能障害

- 「多くの人」向けに作られた事物、制度、慣行、観念などが、機能障害のある人が社会生活を営む上で障壁となっている状態

社会モデル 社会的障壁

過度な負担とならない形で「社会的障壁」を減らす

合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(2013年公布、2016年施行)

発達障害のある学生が経験する困難

- 学習障害(限局性学習症) LD
 - 文字認識の問題、書字困難、数量的概念の習得困難
- 注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動症) ADHD
 - 注意持続困難、衝動性(待てない)、自己管理困難
- 高機能自閉症等(自閉スペクトラム症) ASD
 - 社会的情報の理解困難、コミュニケーション困難、こだわり、感覚過敏

発達障害特有の難しさ

見えにくい障害

妥当な配慮をどう考えるか

大学での合理的配慮で求められていること

障害のある学生の修学支援に関する報告(第1次まとめ)

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ) 概要
平成24年12月 文部科学省

○我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会(座長：竹田一則 国立大学大学院人間総合科学研究科教授)を設置。
○これでは国にたいり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき短期的課題、中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめる。

<p>大学等における合理的配慮の対象範囲</p> <p>○「学生」の範囲 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生 科目等修習生、聴講生等、研究生、留学生及び文芸科からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む。</p> <p>○「障害のある学生」の範囲 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に種々の制限を受ける状態にある学生。</p> <p>○学生の活動の範囲 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象 ※教育とは直接に結びない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討会の対象外とする。</p>	<p>関係機関が取り組むべき課題</p> <p>○短期的課題 ○各大学等における情報公開及び地域窓口の設置 ・各大学等は、関係機関等、方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。 ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。 ○高機能型又は大学等ネットワークの形成 ・国に、優れた機能を有し、当該地域の大学の支援体制向上に積極的に果たす大学等を地域における拠点校として整備することが重要。</p> <p>○中・長期的課題 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理 ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③連携上の関係の改善、④教員の確保、⑤連携教員の定着、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の交流、⑨財政支援</p>
<p>合理的配慮の考え方</p> <p>合理的配慮は、大学等が個々の学生の状況、特性等に応じて提供するものであり、多岐にわたる障がい等のある学生等が、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理</p> <p>主な取組内容</p> <p>①機会の確保 講義を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。 ②情報公開 障害のある大学等卒業生や学内の障害のある学生に対して、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。 ③決定過程 障害のある卒業生本人によることを重視し、学生本人の意思に基づいた取組を行うことが重要。 ④教育方法等 情報保障、コミュニケーション上の配慮、小規模試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。 ⑤支援体制 大学等全体として専門的・学問的支援体制の確保に努めることが重要。 ⑥施設・設備 障害者かつ同様に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など</p>	<p>今後の取組の課題</p> <p>○各大学等と関係機関との関係性、役割を明確にすることで、各大学等の受け入れ体制の改善が不可欠であることが重要であり、関係機関にたいり検討として連携されるよう本報告を取りまとめる。 ○国、各大学等の状況を踏まえ、大学等にたいり種々の取組・支援を実施しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが重要。 ○また、本報告で整理した合理的配慮の考え方については、他の分野にたいり関係機関との連携を促し、関係機関にたいり検討することが必要。 ○この他、合理的配慮決定において必要としない場合の解決手段、講義等の課題については、引き続き検討。</p>

合理的配慮の定義

- 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
 - 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)

試験(入試、単位認定)

- 点字や拡大文字等による情報保障、
- 試験時間の延長や別室受験、
- 支援技術の利用等により、
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い
- 障害のない学生と **公平** に試験を受けられるよう配慮

なぜ異なった条件での試験が公平と言えるのか？

- 極端な不器用さのある学生
- マークシート形式の試験ではマークするのに多くの学生の2倍時間がかかるとする
- 多くの学生は60分の試験のうちマークするのに合計10分程度かかっていると

同じ条件で試験を実施した場合公平と言えるだろうか？

どうすれば公平になるか？

公民、地理歴史、国語及び外国語のチェック解答用紙の様式（見本）（原寸 222mm×279mm）

解答 番号	解 答 欄									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

以下省略

解答番号1の解答欄に2と解答する際のチェック例
 ✓を表示するのが難しい場合は、例えば○・×・/など、解答箇所が判読できる表示であればいずれでもかまいません。
 解答箇所を訂正する場合は、消しゴムで消してください。消すことが困難な場合は、監督者又は介助者に申し出て消してもらうことができます。

試験（入試、単位認定）

- 学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わない

合理的配慮の決定過程

妥当性は大学が判断
（組織的判断が望ましい）

学生との合意形成が
難しい場合の解決過程は
今後の課題

必要に応じて根拠資料の提出を求めることができる

診断は必要条件ではないという見解

- 合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し**根拠資料**(障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等)の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。
 - 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)

診断は十分条件ではない？

- 試験時間延長が認められる障害は？
 - LD 学習障害
 - ADHD 注意欠陥多動性障害
 - ASD 高機能自閉症等

診断名ではなく、 機能障害の種類と程度を 検査結果で示す必要がある

試験の形態と機能障害に 関連はあるか？

課題の特色

- 書く分量が多い
- 読む分量が多い
- 問題数が多い

関連する機能障害

- 書字困難
- 読みの困難
- 注意の持続困難
- 不安が強い

成績評価

- 試験
 - 別室受験
 - 試験時間延長
 - 休憩時間の設定
 - パソコン回答
 - 拡大印刷
 - 問題音読者
 - チェック回答

成績評価

- 評価方法の変更
 - 筆記試験→口述試験、レポート
- レポート
 - しめきりの延長
 - レポート課題をより具体的に

レポート課題をより具体的に

before

- 課題図書第1章から3章を読んで、感想を書きなさい。

after

- 課題図書第1章から3章を読んで、感想を書きなさい。
- 「感想」とは
 - 読んでいて「初めて知った」「より深く理解することができた」といったことがいくつかあるでしょう。その中でも、「特に考えさせられたこと」、「驚いたこと」、「意外に思ったこと」、「つらい気持ちになったこと」、「感心したこと」など、「気持ちの動きがあったこと」を取り上げてもらえると良いと思います。
 - 最も印象に残った点の一つあげることが課題ですが、もちろん複数の点をとりあげてもらってもかまいません。
 - どのような点について、どのように感じた(考えた)のか、なぜそのように感じた(考えた)のかを書いてもらえればと思います。さらに、その中で疑問に思ったこと、納得できなと感じたこともあるかもしれません。そういった点を書いてよいでしょう。

- 個別の学生でなく、全学生に向けた変更
- 教育水準を下げず、すべての学生の学修が促進されるなら、積極的に変更すべき

教育のユニバーサルデザイン

演習形式の授業

課題の特色

- 他者に伝わりやすいプレゼンテーション資料
- 質問の意図を理解する
- 自分の考えを他者に伝えるように発言
- 他者へ配慮した発言
- 適切なタイミングでの発言

関連する機能障害

- 読み手、聞き手をイメージした資料を作れない
- あいまいな表現がわかりにくい
- 相手の理解の状態を考慮した発言ができない
- 自分の発言に対する受け手の感情が推測できない
- 会話のタイミングがわからない

演習形式の授業での合理的配慮

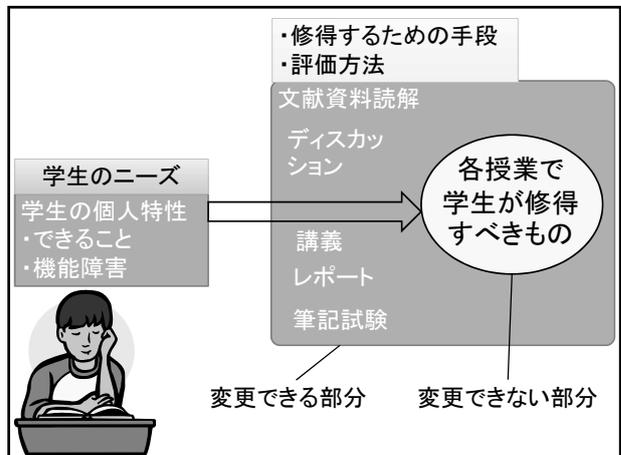
発表資料の作成法の指導

オンライン・ディスカッションの活用

ディスカッションルールの明確化 筆記、図示などの視覚的補助

ディスカッションに参加しない学生に単位を出していいのか？

その授業の単位を認定するために学生が達成すべきものの本質は何か？



合理的配慮を提供するかしないか

合理的配慮は、本人の要望に基づいて考えるのが基本

本人は知らないが配慮してほしい

意思表示のプロセスも支援

配慮要請がない場合

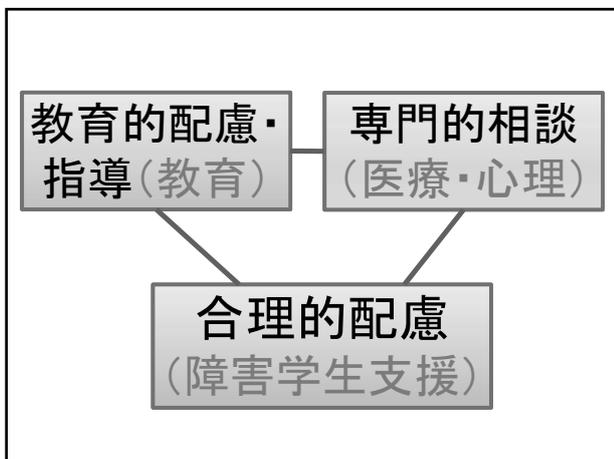
本人が困っていることを表明できないときは？

- 支援ニーズの早期把握
 - ニーズ把握質問紙
 (発達障害を見つける、ということではない)

	困りやすい	やや困りやすい	困りやすい	困りやすい	困りやすい
1. 朝起きられなくて困る	○	○	○	○	○
2. 浪費癖が激しくて困る	○	○	○	○	○
3. 気が散りやすくて困る	○	○	○	○	○
4. 睡眠のリズムが不規則で困る	○	○	○	○	○
5. 衝動買いをしてしまい困る	○	○	○	○	○

支援ニーズがない時はどうするか

- 本来だったら困るべき状況で困っていない
 - 将来の見通しが悪いために危機感がない
 - 成績評価の規準を明確にした上で、単位を取れない可能性や、卒業できない可能性について直接伝える
- 不適切な行動で周囲が困っている
 - 身近な教職員が直接問題点を指摘する(具体的行動の指摘)
 - ルールを明確化する
 - 行動や指導の記録をつける



京都産業大学の障がい学生支援とFDの取組

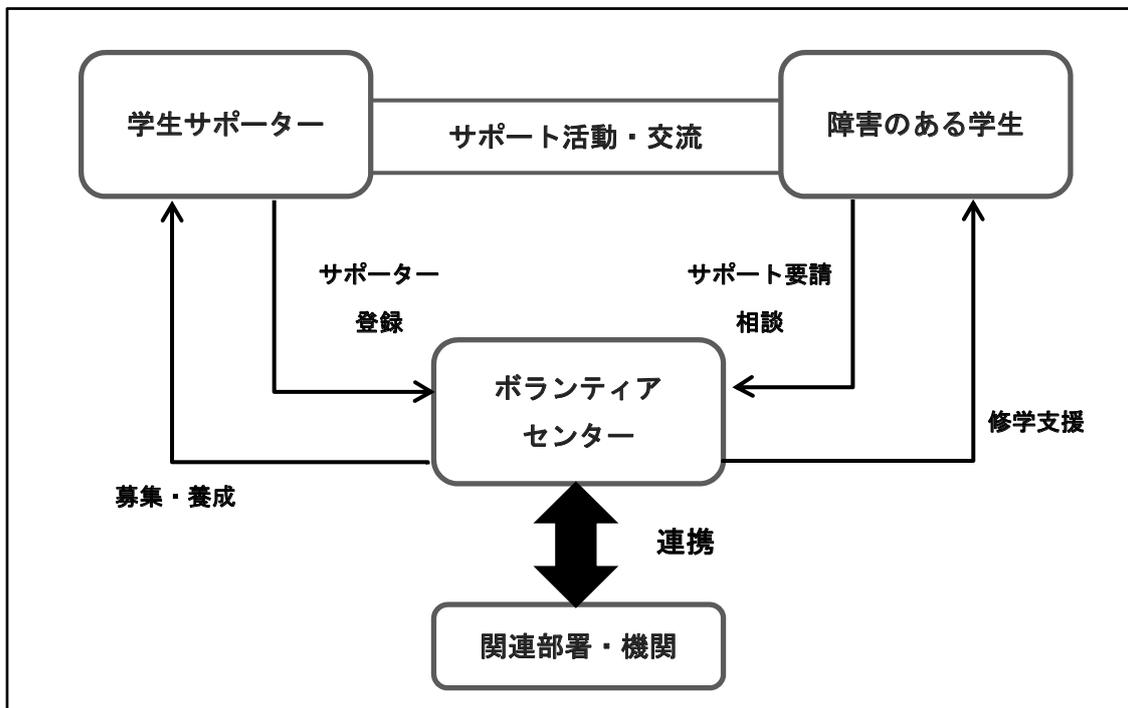
京都産業大学 ボランティアセンター 井上 友裕

京都産業大学では、ボランティアセンターを中心に各部署と連携を取りながら、障がい学生の支援に当たっている。支援の実施にあたり、現場レベル（教学センターや学生相談室）での各部署間との連携や情報共有は不可欠である。しかし、現場レベルでの連携が進展をしても、大学構成員の障がい学生支援に対する理解・協力がなければ、支援は遅々として進まないことが多い。特に、授業で障がい学生を受け入れる教員や窓口で障がい学生の対応をする職員は、障がい学生とどのように接すればよいのか、戸惑うことが往々にしてある。

本学では2012年から障がい学生支援を全学的な課題として捉え、FD・SD担当部署と共催で障がい学生の支援に関する研修会を継続的に開催している。今まで「発達障がい学生支援」「合理的配慮」または、「授業のユニバーサルデザイン」等をテーマに研修会を開催してきた。

今回、本学の障がい学生支援に関する取組やFD・SDの紹介を中心に、取組に至った背景、その効果と課題について述べるとともに、現場担当者の立場から、全学的に障がい学生支援に取り組む意義について述べたい。

【京都産業大学の障がい学生支援 概略図】



以上

Keep Innovating.

2015年3月1日(日)
第20回FDフォーラム
@同志社大学

京都産業大学の 障がい学生支援とFD・SDの取組

京都産業大学 ボランティアセンター
職員 井上友裕

1

Keep Innovating.

本日の内容

- ① 京都産業大学の障がい学生支援の概要について
- ② FD・SDの取組
- ③ まとめ～合理的配慮とFDの関係性～

2

Keep Innovating.

① 京都産業大学の障がい学生支援の概要

3

Keep Innovating.

京都産業大学の概要

9学部9研究科
経済学部、経営学部、法学部
外国語学部、文化学部、
理学部、工学部、総合生命科学部
コンピュータ理工学部

学生数: 約13,000人

「一拠点総合大学」



4

Keep Innovating.

障がい学生支援担当部署:

ボランティアセンター(障がい学生支援関係)

【主な業務】

- ・学生との面談
- ・サポーターの派遣調整(PCテイク、ポイントテイク)
- ・学習環境の調整
- ・教職員に対する障がい学生の支援に関するアドバイス
- ・関係部署との支援に関する連絡調整、協議 等

・スタッフ数: 7名

教員: センター長(兼務)1名
職員: 事務長1名/専任職員1名/嘱託職員3名/契約職員1名

5

Keep Innovating.

- ・障がい学生数: 90名(2014年5月1日時点)
※平成26年度(2014年度)日本学生支援機構の調査にて回答をした人数
※支援に関する部署(教学センター、学生相談室、ボランティアセンター)で把握している人数
※診断書等根拠資料の有無に関わらず計上
- ・ボランティアセンターで支援をしている人数: 34名
※ボランティアセンターにて、修学支援、並びに継続的に面談を行っている学生、または、見守り(一度面談を行い把握をしているが、それ以降面談を実施していない学生)

6

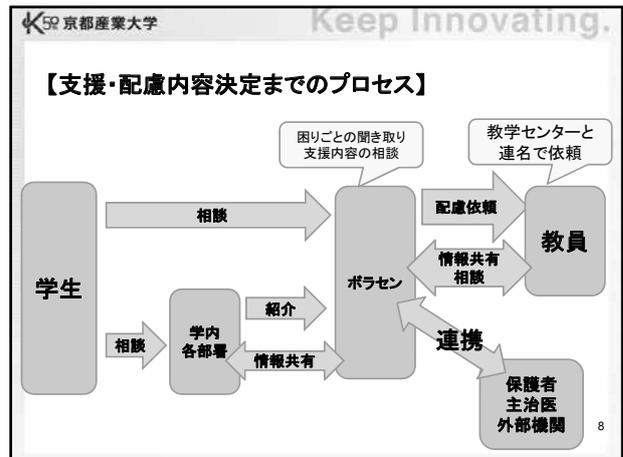
Keep Innovating.

59 京都産業大学

ボランティアセンターで支援をしている障がい学生の内訳

学部/障害	視覚	聴覚	肢体	発達	精神	その他	合計
経済		1		3	1		5
経営		1	1	4		1	7
法		4	1	3		1	9
外国語				2			2
文化		1				1	2
理	1	1			1		3
コンピュータ理工				4	1		5
総合生命				1			1
合計	1	8	2	17	3	3	34

7



- Keep Innovating.
- 59 京都産業大学
- ### 【大学で行っている支援(こと)】
- (情報保障)
パソコンテイク、ポイントテイク、点訳、テキストデータ化 等
 - (授業補助)
実験・実習補助、パソコン操作補助 等
 - (定期試験)
座席指定、別室受験、時間延長、論述試験のレポート振替 等
 - (その他)
移動介助、保護者との連携、専門機関や外部機関との連携 等
- 9

Keep Innovating.

59 京都産業大学

②FD・SDの取組

10

- Keep Innovating.
- 59 京都産業大学
- ### 【開催に至った経緯】
- 2012年度に初めて全学的な障がい学生支援に関するFD・SDを実施。
→支援の充実には、支援担当の職員だけでは難しい。大学全体として障がい学生支援に対する理解が必要。
 - 職員レベルでの企画から学生が主体となる企画
- 11

- Keep Innovating.
- 59 京都産業大学
- ### 【研修会を実施する上でのPOINT】
- 障害の特性の理解+現場の「どうすればいいの」に答える
 - 知識や経験、体験の共有、蓄積
 - 学生(当事者)の声を聞く機会
- 12

Keep Innovating.

京都産業大学

2012年度の研修会概要

【日時】 2012年5月30日(水) 13:00~16:00
 【参加人数】 113名(本学教職員、学生)
 【内容】

- 講演: 発達障害のある大学生の支援について
 (信州大学教育学部教授 高橋知音 氏)
- パネルディスカッション:
 テーマ: 障がい学生を組織的に支える~教員・職員・学生のネットワーク形成を目指して~
 (高橋先生、教員、支援担当職員、支援を受ける学生(聴覚))に登壇いただき、それぞれの立場から、大学の支援の状況、現場での工夫や、学生が支援を受けての感想等を共有)

13

Keep Innovating.

京都産業大学

研修会の様子




高橋先生のご講演

パネルディスカッション

14

Keep Innovating.

京都産業大学

2013年度研修会概要①

【日時】 2013年9月25日(水) 13:00~15:00
 【参加者数】 40名(本学教職員)
 【内容】

- 講演: 障がい学生支援に関する全国的な状況と本学での支援について
 (ボランティアセンター 事務職員 井上友裕)
- ワークセッション:
 障がい学生の支援に関わりのある先生からの事例報告
 - 「こだわり」が強い学生(発達障害)への実験指導
 - 論述やプレゼンテーションの作成が苦手な学生(発達障害)への英語プレゼンテーション指導
 - 障害のある学生の窓口対応

15

Keep Innovating.

京都産業大学

研修会の様子




井上の講演

ワークセッション

16

Keep Innovating.

京都産業大学

2013年度研修会概要②

【日時】 2014年2月19日(水) 10:00~12:15
 【参加者数】 108名(学内外の教職員、学生、高校の教員等)
 【内容】

- 講演: 今、大学が求められていること—障害者差別解消法施行を見据えて
 (全国障害学生支援センター 代表 殿岡翼氏)
- 公開座談会: 障がい学生自らが語る「学生生活」
 (支援を受けながら大学生活を送る障がい学生3名に登壇をしてもらい、日常生活のことや大学に求める支援について率直に語ってもらう内容)

17

Keep Innovating.

京都産業大学

研修会の様子




殿岡様のご講演

公開座談会の様子

18

Keep Innovating.

2014年度研修会概要①

【日時】 2014年5月28日(水) 13:15~17:00
 【参加者数】 83名(学内外教職員、学生、高校教員 等)
 【内容】
 テーマ:ユニバーサルデザインの講義—すべての学生に受けやすい講義の形とは—

- ・模擬授業
 - 聴覚障がい学生を受け持った経験のある教員の模擬授業と学生からのコメント
- ・グループディスカッション
- ・事例報告

19

Keep Innovating.

研修会の様子



模擬講義の様子



グループディスカッションの様子

20

Keep Innovating.

2014年度研修会概要②

【日時】 2014年12月3日(水) 13:15~16:00
 【参加者数】 61名(本学教職員、学生)
 【内容】

- ・ 講演:発達障害ってどんな障がい
 (学生相談室 カウンセラー 米虫圭子氏)
- ・ 実践事例紹介(模擬講義を実施)
 担当:経済学部教授 山田勝裕氏
 解説:経済学部3年次佐藤一樹さん
 コメント:学生相談室 カウンセラー 山本敦也氏
- ・ 全体共有
 ※教員や職員の体験共有、発達障害のある学生と卒業生からの悩み共有
- ・ グループディスカッション

21

Keep Innovating.

研修会の様子



山田先生のご講演



パネルディスカッション

22

Keep Innovating.

参加者からの意見・コメント
 (一部抜粋)

- ・ 社会の受け入れ体制が必要
- ・ 障がい学生の支援については、インフラの整備のみならず、細かな配慮が必要だとわかった
- ・ ボランティアセンターが窓口であることを知らなかった
- ・ 教職員がどのように情報共有をし、意識レベルを揃えるのか考えたい
- ・ 学部単位での研修会も開催してほしい
- ・ ノウハウの共有は非常に重要であり参考になる
- ・ 情報保障の現場を見ることができてよかった

23

Keep Innovating.

参加者からの意見・コメント
 (一部抜粋)

- ・ 学生の声を聞くことができてよかった
- ・ 障害者差別解消法の施行に向けて、より具体的な検討が必要な状況であることが認識できました
- ・ 授業で実際に取り組んでいる方法が、実は配慮であることが分かり、そんなに特別なことではないと感じた
- ・ 色々な立場の人からの意見を聴くことによって、自分の気づかない視点から発達障害について知ることができた

24

京都産業大学 Keep Innovating.

③まとめ

25

京都産業大学 Keep Innovating.

- ・ 障害者差別解消法が2016年に施行

「合理的配慮って何？」
「障がい学生の対応方法は？」
「授業で気を付ける点は？」



大学によって有している資源、大学構成員の障害に対する理解、支援の内容が異なる中で、大学の状況に合わせた研修会を組み立てることが非常に大事。

26

京都産業大学 Keep Innovating.

最後に・・・

- ・ キーパーソンの存在
- ・ 障害の理解啓発には、長期的な視野で行うことが大事
- ・ 各部局、各部署ごとでの研修の必要性

27

「障がい学生支援推進団体あすかの設立と活動状況」

障がい学生支援推進団体あすか 代表（学生） 辻 悠佳

1. 総論

現在、障がい学生支援は各大学が独自に進められてきている。このため、各大学間等の適切な学びの支援は大きなばらつきがあり、自ら希望する大学に進学したものの、障がいを持たない学生と同じ学びを得られずに苦しむ障がい学生も少なくありません。また、障がい学生支援を受ける障がい学生と障がい学生支援を行う学生は、他大学の現状を知るすべがないために、自らの大学の状況を客観的に把握できず、よりよい障がい学生支援を求めて声を上げることは非常に困難である。障がい学生支援が抱えているこれらの問題を、学生の中から考え、新しい障がい学生支援の時代を切り拓き、築いていくための大きな一歩となるよう「障がい学生支援推進団体あすか」を設立した。

2. 活動状況

(1)障がい学生と障がい学生支援を行う学生を対象にしたフォーラムを開催する。

(2)各大学の情報交換と成果、課題の共有を図ることを目的としたワークショップを行う。

(1)(2)に関して、「学生フォーラム」を年に2回開催している。各大学に在籍する学生（障がい学生・障がい学生支援を行う学生）を対象に、各大学で取り組まれている障がい学生支援の現状を各大学代表者が発表し、各大学の障がい学生支援を知る機会を提供している。またテーマ別グループディスカッションを行い、学生視点からの解決方法等の提案を出し合うというプログラムになっている。

(3)大学を超えた情報交換を目的とした継続的なネットワークを形成する。

(4)指導者側の理解を深める活動に力を入れる。（詳細は3.(1)で述べる。）

3. 実際の授業現場等での問題や気づき

(1)障がい学生のためではなく、全ての学生のために分かりやすい授業を創られている教員がおられる。京都産業大学において、「障がい学生支援」を切り出しとして、学生（障がい学生支援推進団体あすか・学生FDスタッフAC燦）が、教職員向けのFD/SD研修会を初めて企画・運営した。障がい学生・学生から見て分かりやすい先生方の模擬授業を通して、ユニバーサルデザイン講義とはどのようなものであるか、最近主要なキーワードになっている「合理的配慮」を参加者にかたどらせた研修会になった。

(2)障がい学生支援の体制が整っているのにも関わらず、教員の理解が足りない現状にある。

学期始めの初回授業の際、先生に「耳が聞こえないので、先生の話された内容が情報をして伝わらないので、PCの画面で、文字を出してもらって授業を受けています。」と説明をしたところ、「耳が聞こえないからといって、PCで補助してもらおうのはおかしいんじゃないの」「分からないのであれば、授業後に先生のとこに来ればよいのだから、PCで授業を受ける必要はない」と返答された。障がい学生支援以前に教員の障害に対する理解が足りない現状にあるという問題に直面した。この課題に対して早急的な解決をしなければ同じ循環になる。

以上

